

令和3年(2021年)11月25日(木)

教育センター 研修室 18時～

令和3年度第1回 豊中市社会教育委員会議

次第

1. 開 会

2. 案 件

(1) 放課後等の児童の居場所づくり事業

(2) コミュニティスクールの進捗状況と今後の方向性

3. その他

- ・公民館の取組みについて
- ・(仮称)中央図書館基本構想の進捗状況について
- ・(仮称)郷土資料館の整備について

4. 閉 会

【資料】

別紙1 豊中市社会教育委員名簿

別紙2 豊中市社会教育委員条例、豊中市社会教育委員条例施行規則

資料1 放課後等の児童の居場所づくり事業

資料2 コミュニティスクールの進捗及び今後の予定

資料3 コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的運営に向けて

資料4 (仮称)郷土資料館の整備について

豊中市社会教育委員名簿

令和3年(2021年)7月1日現在

氏名	区分	任期	所属団体等
西谷 誠	学校教育関係者	令和 3.7.1 ～令和 5.6.30	小学校校長
中川 博史	社会教育関係者	令和 3.7.1 ～令和 5.6.30	公民分館顧問
井川 恭子	社会教育関係者	令和 2.7.1 ～令和 4.6.30	地域教育協議会会長
秋山 京子	家庭教育の向上に 資する活動の関係 者	令和 3.7.1 ～令和 5.6.30	民生・児童委員 学校支援コーディネーター
寺嶋 繁典	学識経験者	令和 3.7.1 ～令和 5.6.30	大学院教授
濱元 伸彦	学識経験者	令和 2.7.1 ～令和 4.6.30	大学准教授
佐藤 千佳	社会福祉関係者	令和 2.7.1 ～令和 4.6.30	豊中市社会福祉協議会

○豊中市社会教育委員条例

昭和35年3月31日

条例第6号

改正 平成12年3月31日条例第36号

平成19年3月23日条例第1号

平成25年12月20日条例第59号

平成30年3月22日条例第26号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 社会福祉関係者

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

2 この条例施行後最初に委嘱する委員のうち半数の委員の任期は、1年とする。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成12年3月31日条例第36号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第59号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第26号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

○豊中市社会教育委員条例施行規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成15年4月1日教育委員会規則第13号

平成23年3月25日教育委員会規則第2号

平成25年3月22日教育委員会規則第2号

平成26年1月27日教育委員会規則第2号

平成27年3月30日教育委員会規則第19号

平成31年3月26日教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市社会教育委員条例(昭和35年豊中市条例第6号)第4条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号に規定する会議(以下「会議」という。)に議長、副議長を1名置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、議長が招集し、その議事を整理する。

(専門委員)

第4条 会議に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、法第17条第1項第2号の規定に基づいて設置された社会教育委員会並びに同会議の議長及び副議長は、それぞれこの規則による社会教育委員会並びに同会議の議長及び副議長とみなす。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教育委員会規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第19号）

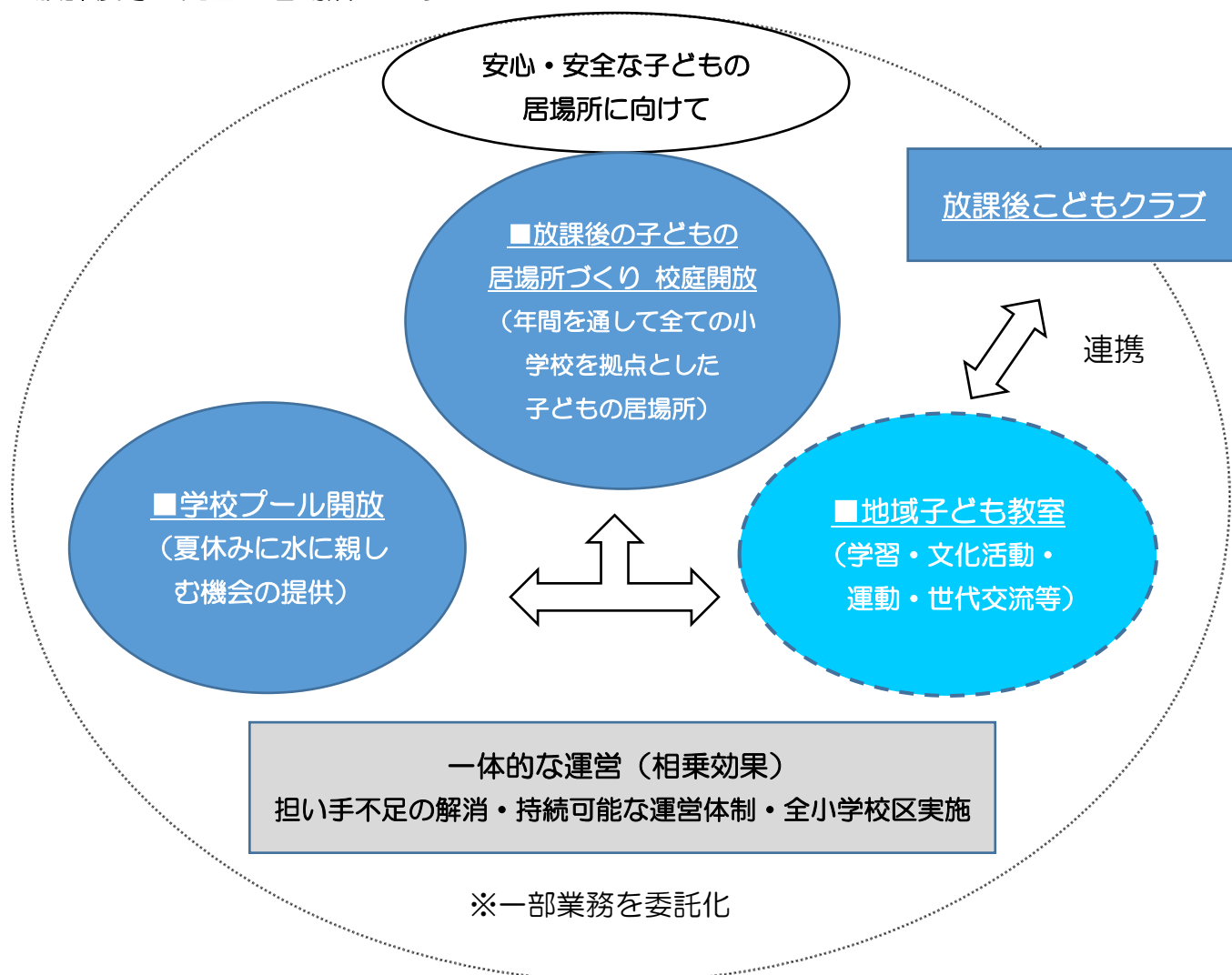
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

学校を拠点とした放課後等の児童の居場所づくり

■放課後等の児童の居場所づくり



○基本的な考え方

- ・子どもたちへ安心・安全な放課後の居場所を提供
- ・全ての小学校で実施
- ・学校施設を活用した子どもの居場所づくり事業として一体的に運営
- ・持続可能な運営体制の確立

○放課後等の児童の居場所づくりの充実へ

■内容の充実

- ・雨天時や猛暑日は、体育館を基本とした学校施設の活用
- ・三季休業期間の利用

■場所の充実

- ・10校から段階的に全校実施へ

○放課後子どもクラブ

放課後子どもクラブを含め選択肢の増加が見込まれる（相乗効果）

学校を拠点とした放課後等の児童の居場所づくり

○子ども達の健全な成長を支える遊び場

全ての小学生が放課後等を安心・安全に過ごしながら、自主的に自由に遊ぶことができる場所を提供します。

○現状

・広い遊び場が少ない	・違う学年の子と遊んだことがない
・塾や習い事で忙しい	・親が帰ってくるまで家で一人
・ネットやゲームばかりで遊んでいる	・不審者などが心配

○進め方

段階的に全小学校に実施

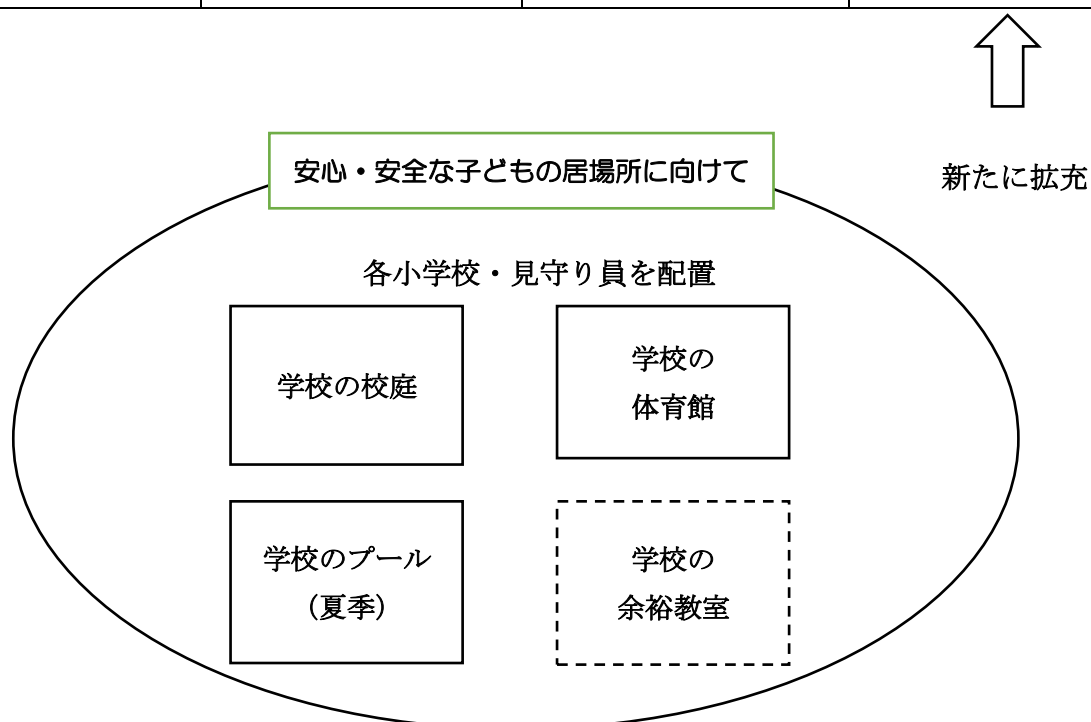
○効果

「放課後等の子どもの居場所」の選択肢を増やす

家庭や子どもを孤立させない

学年の違う子ども達も一緒に遊び、社会性や協調性を学ぶ
遊びからコミュニケーション能力を深める
社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会へ

小学校の授業終了後			
↓			
家に帰る	塾や習い事	友達の家	放課後こどもクラブ
近所の公園	図書館、公共施設	放課後等デイサービス	学校を拠点とした居場所



コミュニティ・スクールの進捗及び今後の予定について

学校教育課

1. モデル校(第十五中学校)の活動状況について

○運営協議会

- 4月1日 学校運営協議会モデル校設置
- 4月27日 第1回運営協議会開催
【議題】 会長・副会長の選出、学校運営に関する基本方針等
【主な意見】
 ・義務教育9年間の学びの充実を進めていくために、関係小学校の教員等が参画することも検討されたい
 ・各団体がこれまで以上に学校に関わっていくべき。等
- 11月5日 第2回運営協議会開催
【議題】 活動報告、全国学力・学習状況調査の結果、今後の学校運営協議会の取組みについて 他
【主な意見】
 ・生徒の心を育てる教育活動につなげたい。
 ・地域と学校の協働の場、ふれあいの場を設定していければよい。
 ・学校が困っていることについて、地域にボランティアを募るなど呼びかけをし、地域と学校が協働していけばいいのではないかな。
- 2月(予定) 第3回運営協議会開催

○部会等活動

- 6月～9月 学校地域連携行事(「いちごフェスタ」)の実施について協議。
- 10月16日 「いちごフェスタ」の開催
【内容】 地域による清掃活動のほか、生徒たちの希望を踏まえ、花火大会等を実施

2. モデル校実施における課題

- ・小学校区の意見の反映方法の検討
- ・コロナ禍における学校と地域との連携の促進

3. 今後予定

- ・モデル校実施における課題検証を踏まえ、制度の見直しを検討します。
- ・第十五中学校に加え、さらにモデル校を選定し、コミュニティ・スクールの効果検証を引き続き実施する予定です。

○地域学校協働活動の体制づくりの今後の方向性

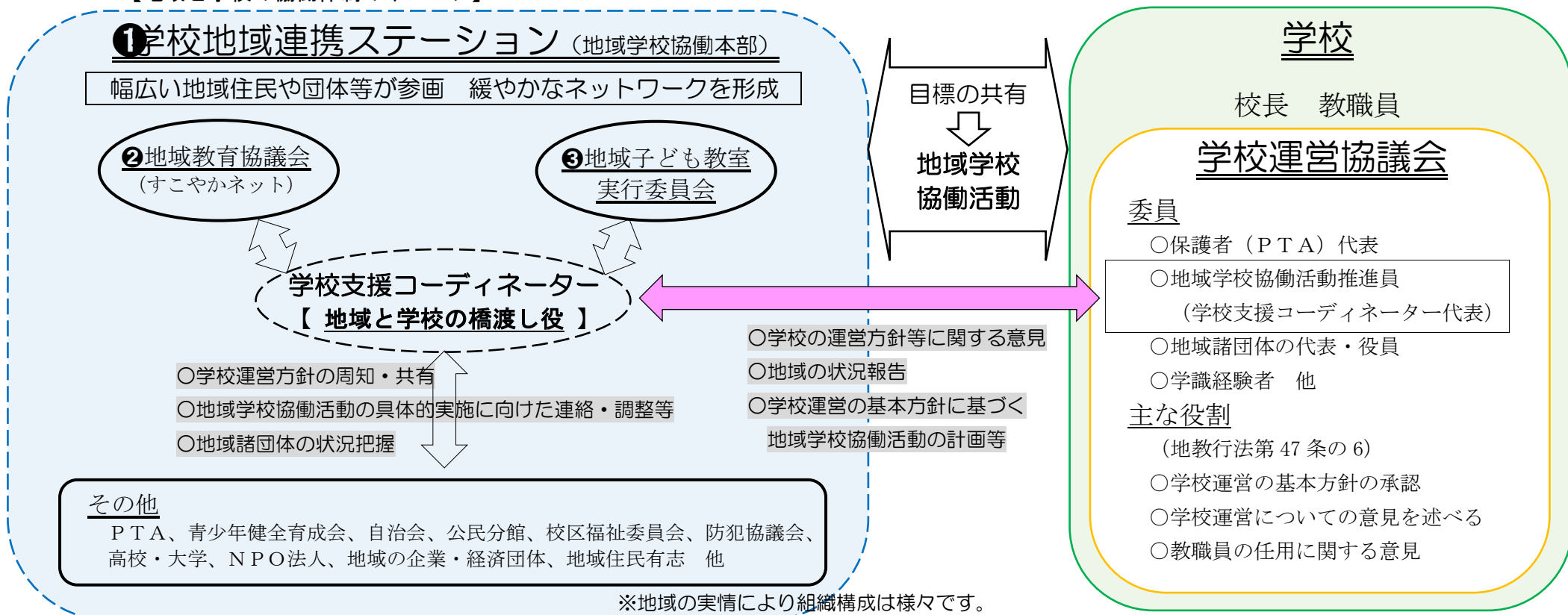
I. 学校支援コーディネーターの橋渡しにより、学校と地域をつなぐ「学校地域連携ステーション」の活用

1. 地域住民や既存の組織や人材がつながり、多様な活動、継続的な活動を校区で進める。
2. 学校の教育方針や学校・家庭・地域で共有した目標に基づき、子どもたちの成長を軸とした取組みの展開。（CS と地域学校協働本部の協働）

II. 地域関連 4 事業（下表①②③④）の方向性

1. 学校地域連携ステーションを基礎とした地域学校協働本部体制の中で、（事業主体間の連携・協働等を通して）事業展開を進める。
2. 学校支援コーディネーターの調整力や企画の向上に資する、学校支援コーディネーター研修の実施

【地域と学校の協働体制のイメージ】



【地域学校協働活動の実施（例）】

- ④家庭教育支援事業
- 学校教育活動の支援（家庭科の実習補助、遠足の引率補助、他）
- 放課後の安心・安全な居場所づくり（地域子ども教室の実施、他）
- 登下校の見守り
- フェスティバルの開催 他

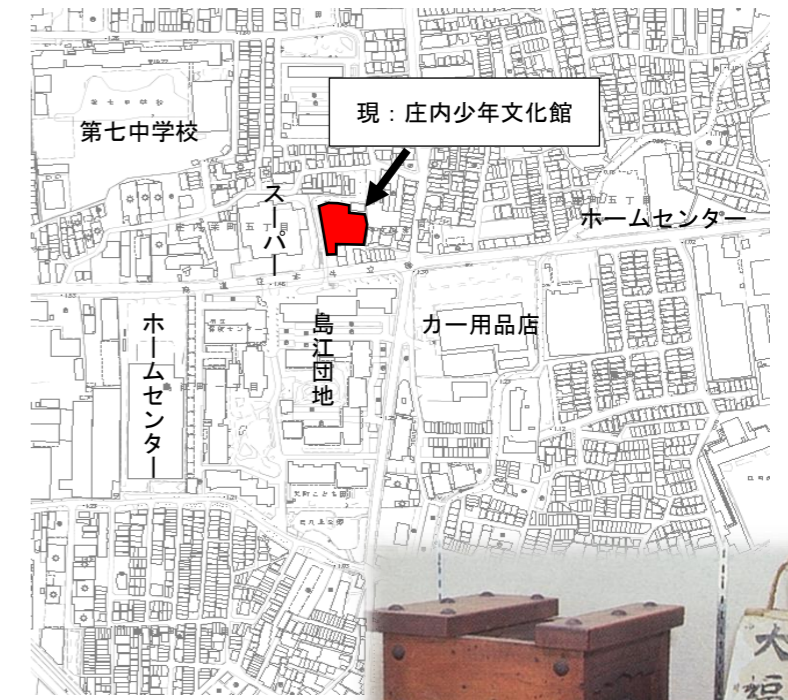
（注）地域学校協働活動 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。また、地域学校協働本部は、地域学校協働活動を推進する地域住民等の体制。

(仮称)郷土資料館の整備について

令和3年(2021年)11月現在:社会教育課



庄内式土器



現:庄内少年文化館



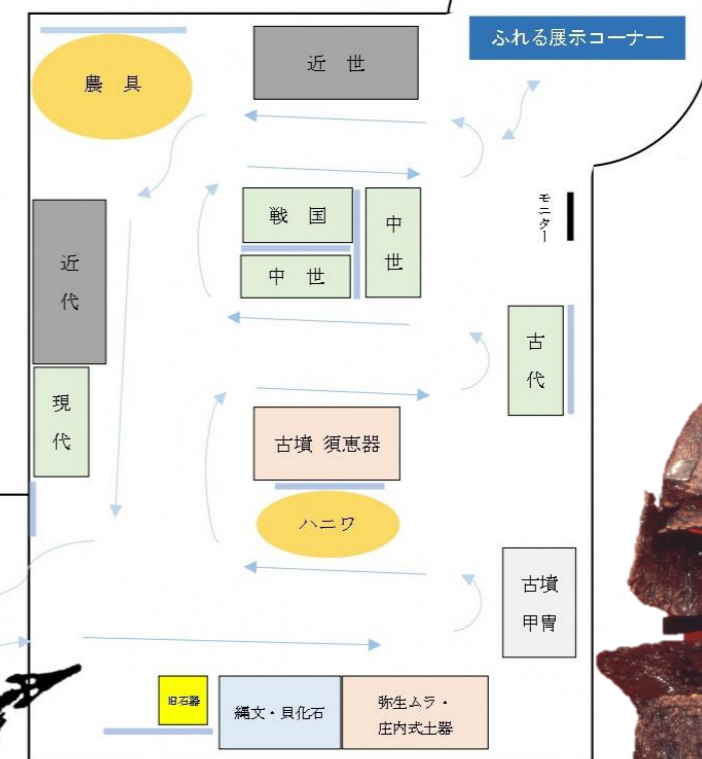
醸造元 銭箱

まとめ 市内の歴史・文化財をまとめて調査研究、タイムリーな成果の公開・発信

まなぶ 誰もがわがまち豊中の歴史・文化財に親しみ、楽しみ、学べる場の提供

つなぐ 未来を創造する資源としての歴史・文化財をみんなで次世代の子どもたちへ

▼常設展示室イメージ



勝部遺跡の木棺墓



須恵器大甕



三ツ盛州浜 鬼瓦



桜塚古墳群の甲冑

整備場所 : 現・庄内少年文化館
 整備時期 : 令和4年(2022年)4月から整備、移転作業
 令和4年(2022年)11月ごろオープン予定

- 準備状況 :
- 設置条例の検討
 - 館全体の機能配置検討
 - 常設展示内容の検討、展示品の抽出
 - 必要備品類の検討
 - 整備、移転予算の検討

公民館の取組みについて

○自主講座・事業について

- ・5本の柱立て（環境学習、健康づくり推進、人権啓発、子育て・子育ち、地域魅力発信・地域連携）に沿った事業を展開。
- ・令和2年度より新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンライン講座を一部の講座で実施。今後も拡充をめざす。
- ・昨年度は4館すべてで中止した公民館まつりは、今年度は規模を縮小して実施。千里公民館についてはWEB文化祭を実施予定。

○コロナ対策の現状

- ・現在はほぼ通常のルールで貸館を実施。一部の完全リスクの高い使用内容については、大阪府からの要請に準じて定員の半分に制限。

○利用者の利便性の向上について

- ・令和2年度に4公民館において利用者の学習に役立てるため、Wi-Fi環境を整備済。
- ・令和2年度より部屋の使用料の決済にキャッシュレス決済を導入。
- ・近日中に市民用のパソコンの貸出を開始予定。
- ・令和4年度より、来館しなくても申込が完結するシステムを公民館も含めた豊中市の公共施設で導入する方向で調整中。
- ・令和5年2月予定されている庄内公民館の（仮称）南部コラボセンターへの移転を機に貸館運用の緩和（営利使用、市内要件、最低利用人数等）について検討中。